


市内事業者の 雇用維持を応援する



3つのサポート制度

まずはこちら！

国 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金

対象者	① 一時的な休業や事業の縮小に伴い、雇用を維持し、休業手当を支給（4~9月の休業等には特例率を適用） ② 売上前年同月比▲5%以上	 (制度詳細)
支給額	上限15,000円 × 休業日数	
申請期限	申請期限は、対象の月から2か月以内	
申請先	ハローワーク柏崎 0257-23-2140	


雇用調整助成金等の支給決定を受けた
市内事業者への追加支援

①~③の申請方法

1. 雇用調整助成金等の支給申請（事業者⇒国）
2. 雇用調整助成金等の支給決定（国⇒事業者）
3. 各制度（①~③）QRコードリンク先からダウンロードした申請書と添付書類を市担当課に提出


5万円の上乗せ補助！

1 柏崎市緊急雇用安定給付金

対象者	雇用調整助成金等の支給決定を受けた者（市内事業者）	 (制度詳細)
支給額	定額5万円（1事業者1回限り）	
申請期限	雇用調整助成金等の支給決定日から3か月以内	
添付書類	雇用調整助成金等の支給決定通知や提出書類の写し、振込先口座の通帳の写し	
市担当課	柏崎市商業観光課（TEL 0257-21-2334）	


製造業にさらに上乗せ補助！

2 柏崎市ものづくり産業雇用維持奨励金

対象者	① 製造業を主たる事業として営む者（市内中小企業者） ② 雇用調整助成金等の助成率が10/10である者（※） ※ 9/10の支給を受けた後、国の制度改正により差額支給を受ける者も可	 (制度詳細)
支給額	休業手当 × 1/10（1円未満切捨て） 上限100万円 ・ 4月1日から9月30日までに支払われた休業手当が対象 ・ 市内事業所で働く従業員分の休業手当に限る ・ 雇用調整助成金等の支給決定の都度、申請可能。ただし上限額まで	
申請期限	雇用調整助成金等の支給決定日から3か月以内	
添付書類	雇用調整助成金等の支給決定通知や提出書類の写し、振込先口座の通帳の写し	
市担当課	柏崎市ものづくり振興課（TEL 0257-21-2326）	

つなぎ融資の利子補給！

3 柏崎市雇用調整助成金つなぎ資金利子補給金

対象者	つなぎ資金（※）の償還を完了している市内事業者 ※ 雇用調整助成金等を受給するまでの“つなぎ”として、金融機関が融資するもの （例）柏崎信用金庫の雇用調整助成金つなぎ資金	 (制度詳細)
支給額	つなぎ資金の償還完了までに支払った利子額（全額） ただし、償還の遅延に係る利子支払額を除く	
申請期限	償還が完了した日から3か月以内	
添付書類	支払利息証明書、市税完納証明書、振込先口座の通帳の写し	
市担当課	柏崎市ものづくり振興課（TEL 0257-21-2326）	

